



熊労発基 0707 第 4 号
令和 4 年 7 月 7 日

熊本地方最低賃金審議会
会 長 高 峰 武 殿

熊 本 労 働 局 長
新 田 峰 雄

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和 55 年熊本労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議を求める。